

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成27年9月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 1件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500061号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500024号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)C支所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和18年4月7日に、喪失年月日を昭和18年9月1日に訂正し、昭和18年4月から同年8月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和18年4月7日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和18年4月7日から同年9月1日まで

請求期間については、A社D鉱場(勤務地はE市F地)から転勤して同社C支所に勤務していたが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無い。

同支所に勤務していた期間についても、それ以前の同社の事業所に勤務していた時と同様に厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の加入記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社C支所への異動及び退職の経緯について、「昭和18年4月にA社G鉱山からD鉱場に異動後間もなくC支所に異動した。同年8月に医師に脚気と診断されたことから退職を申し出、同月31日に事務所で給与の精算をしてもらい、その足で弟のいるH市へ向かった。」と具体的に述べているところ、D鉱場で一緒に勤務していたとして請求者が名前を挙げた同級生の同僚は、「請求者と一緒にG鉱山からD鉱場に異動したが、請求者は、異動先の鉄工所が既に定員であったことから、間もなくC支所に異動した。請求者の異動に際し、F地の寮で赤飯が出たことは今も忘れない。また、徴用により昭和18年8月にI市の事業所に勤務した際、C支所から来ていた同僚から請求者は元気でやっていると聞いた記憶がある。」と回答しており、請求者の主張と符合していることから、請求者は、請求期間当時、C支所に勤務していたと認められる。

また、当該同僚は、「私は昭和17年に入社し、入社当時はJ係として勤務管理等の事務を担当していた。A社では作業員全員が厚生年金保険(当時は、労働者年金保険)に加入していた。」と回答している。

一方、現在保存されているA社C支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)は、請求期間以後に書換えされたものであり、被保険者名簿の健康保険の整理番号が多数欠落していることから、書換え前に資格喪失した者は含まれていないものと考えられ、請求者の当該事業所における請求期間当時の厚生年金保険被保険者資格状況について確認することはできない。

また、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、生年月日が誤って記載されている上、請求者の請求期間前後に係る厚生年金保険被保険者記録のうち、請求者が初めて被保険者資格を取得したA社G鉱山及び請求期間後のK社L工場に係る被保険者記録が記載されておらず、A社C支所に係る請求期間当時の被保険者名簿は消失しているものと考えられることから、社会保険出張所（当時）において記録管理に不備が認められ、A社C支所に係る請求者の被保険者記録についても同様に当該台帳に記載されなかった可能性が考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が昭和 18 年 4 月 7 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、請求者のA社C支所における資格喪失日は昭和 18 年 9 月 1 日とすることが妥当である。

また、昭和 18 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定により、1 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500060号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500009号

第1 結論

平成6年6月から平成13年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年6月から平成13年3月まで

平成6年当時は、A氏(養母)と養子縁組をしており、養母が所有していたアパート売却による一時金が得られたため、国民年金保険料の納付には窮していない経済状況であった。

請求期間のうち平成6年6月から平成8年11月までの国民年金保険料は、B姓で、私か養母又は弁護士が納付したはずであり、平成8年12月から平成13年3月までの保険料は、C姓で、誰が納付したか分からないが納付したはずである。

国民年金保険料を納付していたにも関わらず、請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金保険料納付書について、請求者が請求期間当時に住所を定めていたとするD市E区は、「当市において、請求者に係る国民年金の加入記録は確認できない。国民年金の加入記録が確認できない請求者に対し、国民年金保険料の納付書は送付していない。」と回答している上、日本年金機構は、請求者について、「昭和61年5月から平成20年9月までの期間は、国民年金被保険者記録について不在被保険者と登録されており、不在被保険者として管理されていた請求者に対しては、国民年金保険料納付書の作成が行われないので、請求期間において、納付書の送付はなかったものと思われる。」と回答していることから、請求者に対し、請求期間に係る保険料納付書の送付はなく、請求者は請求期間に係る保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付について、請求者自身は、請求期間の保険料納付について記憶がないとしている上、i) 請求期間のうちB姓であった平成6年6月から平成8年11月までの期間の保険料を納付した可能性がある当時の養母は既に死亡していること、ii) 同期間において、請求者から保険料を納付した可能性があるとして二人の弁護士の名前が挙げられ、個人が特定できた二人に照会したところ、そのうちの一人は、「請求者から当法律事務所として法律相談を受けた事実はあるが、国民年金の相談は受けていない。」と回答しており、さらに、当時の担当者として名前が挙げられた別の一人は、「請求者から国民年金の相談は受けていないと思う。」と回答していること、iii) C姓であった平成8年12月から平成13年3月までの期間の保険料について、請求者は、誰が納付したか分からないとしていることから、請求者の請求期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンライン記録によると、請求者がC姓からB姓へ氏名変更の届出を行った記録は確認できず、請求者に対してB姓で別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者が請求期間のうち平成6年6月から平成8年11月までの国民年金保険料をB姓で納付したとは考え難い。

加えて、請求期間は82か月と長期間である上、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500068号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500010号

第1 結論

昭和41年1月から昭和42年2月までの請求期間、昭和43年9月及び昭和46年7月から昭和48年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和41年1月から昭和42年2月まで
② 昭和43年9月
③ 昭和46年7月から昭和48年3月まで

昭和50年頃、税理士から、20歳まで遡って国民年金保険料の一括払いができると聞いたので、私がA市B区役所で私と妻の国民年金の加入手続を行い、私の昭和39年*月から昭和48年3月まで及び妻の昭和36年4月から昭和48年3月までの国民年金保険料を窓口でまとめて支払ったが、請求期間の私の保険料は未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びその妻の国民年金の加入手続は、請求者及びその妻の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から昭和50年6月頃に行われたと推認され、その時点において、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料の特例納付を行うことは可能であった。

しかしながら、請求者は、国民年金保険料の納付金額は夫婦二人分で2万円から3万円であったような気がする」と陳述しているところ、請求者が当時特例納付したとする請求者の昭和39年*月(20歳)から昭和48年3月までの期間及びその妻の昭和36年4月から昭和48年3月までの期間に係る保険料の合計額とは、大きく相違している。

また、A市の請求者に係る国民年金過年度納付記録簿において、請求期間①、②及び③については未納と記録されており、オンライン記録と一致していることから、請求者が当該期間の保険料を納付した記録は確認できない。

さらに、請求者について、特例納付した場合は記録し保存することになっている特殊台帳が見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者が特例納付をしたとは考え難い。

加えて、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500069号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500011号

第1 結論

昭和36年4月から昭和37年4月までの請求期間、昭和39年4月から同年7月までの請求期間、昭和41年10月から昭和42年1月までの請求期間及び昭和44年8月から昭和48年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和36年4月から昭和37年4月まで
② 昭和39年4月から同年7月まで
③ 昭和41年10月から昭和42年1月まで
④ 昭和44年8月から昭和48年3月まで

昭和50年頃、夫が税理士から、国民年金保険料の未納分を遡って一括払いができると聞いたので、夫がA市B区役所で私と夫の国民年金の加入手続を行い、私の昭和36年4月から昭和48年3月まで及び夫の昭和39年*月から昭和48年3月までの国民年金保険料を窓口でまとめて支払ったが、請求期間の私の保険料は未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びその夫の国民年金の加入手続は、請求者及びその夫の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から昭和50年6月頃に行われたと推認され、その時点において、請求期間①から④までに係る国民年金保険料の特例納付を行うことは可能であった。

しかしながら、請求者の夫は、国民年金保険料の納付金額は夫婦二人分で2万円から3万円であったような気がする」と陳述しているところ、請求者の夫が当時特例納付したとする請求者の夫の昭和39年*月(20歳)から昭和48年3月までの期間及び請求者の昭和36年4月から昭和48年3月までの期間に係る保険料の合計額とは、大きく相違している。

また、A市の請求者に係る国民年金過年度納付記録簿において、請求期間①から④までについては未納と記録されており、オンライン記録と一致していることから、請求者が当該期間の保険料を納付した記録は確認できない。

さらに、請求者について、特例納付した場合は記録し保存することになっている特殊台帳が見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者が特例納付をしたとは考え難い。

加えて、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500053号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500023号

第1 結論

請求期間について、請求者のA医院における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和40年3月10日から昭和47年4月1日まで

請求期間についてはA医院で勤務していたが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無い。

同医院は厚生年金保険の適用事業所だったと思うので、請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたとするA医院は、開設許可(届)台帳によると、請求期間当時、A医院として開設されていたことが確認できる上、請求者は、事業主の家族の回答から判断すると請求期間においてA医院に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A医院はオンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿によると厚生年金保険の適用事業所であった形跡はない上、事業主は既に死亡しており、事業主の家族は開設期間中の資料は保存しておらずと同医院が厚生年金保険の届出を行っていたか否かは不明であると回答していることから、請求者に係る厚生年金保険の加入状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、請求者が名前を挙げた請求者と同職種の同僚は既に死亡しており、他職種の同僚については情報が乏しいことから個人を特定することができず、請求者の請求期間における厚生年金保険の加入状況及び同保険料控除について証言を得ることができない上、同職種の同僚は請求期間においては国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できることから、A医院が厚生年金保険の適用事業所として請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1500081 号
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 1500012 号

第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 41 年 7 月から昭和 63 年 11 月まで

年金事務所に国民年金保険料納付記録照会を行ったところ、国民年金加入期間の 12 年間で、国民年金記録の公文書に便宜的理由の文言は適用されないし、公文書偽造の違反行為だと思うので、国の責任として、国民年金保険料の追納を承認してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金法（以下「法」という。）には、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。）が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる（法第 14 条の 2 第 1 項）。

また、上記の特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、被保険者の給付に関する事項及び納付保険料の免除に関する事項と規定されている（国民年金法施行規則第 15 条の 2）。

本件において、請求者は、国民年金原簿の訂正ではなく、国民年金保険料の未納期間である請求期間①及び②に係る保険料の追納の承認を求めている。

よって、本件訂正請求は法第 14 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。